

## 違反事業者及び課徴金額一覧

## 1 中部電力管内又は関西電力管内に所在する大口顧客に対して小売供給を行う電気

番号	違反事業者名 (法人番号)	本店の所在地	代表者	排除措置命令	課徴金減免制度の適用		
				課徴金額		申請順位に応じた減免率	事件の真相の解明に資する程度に応じた減算率
1	中部電力株式会社 (3180001017428)	名古屋市東区東新町1番地	代表取締役 林 欣吾	—	—	—	—
				201億8338万円			
2	中部電力ミライズ株式会社 (2180001135973)	名古屋市東区東新町1番地	代表取締役 大谷 真哉	○	—	—	—
				73億7252万円			
3	関西電力株式会社 (3120001059632)	大阪市北区中之島三丁目6番16号	代表執行役 森 望	—	免除	免除	—
				—			
合計				1社			
				275億5590万円			

## 2 中国電力管内又は関西電力管内に所在する相対顧客及び中国電力管内に所在する官公庁等に対して小売供給を行う電気

番号	違反事業者名 (法人番号)	本店の所在地	代表者	排除措置命令	課徴金減免制度の適用		
				課徴金額		申請順位に応じた減免率	事件の真相の解明に資する程度に応じた減算率
1	中国電力株式会社 (4240001006753)	広島市中区小町4番33号	代表取締役 瀧本 夏彦	○	—	—	—
				707億1586万円			
2	関西電力株式会社 (3120001059632)	大阪市北区中之島三丁目6番16号	代表執行役 森 望	—	免除	免除	—
				—			
合計				1社			
				707億1586万円			

### 3 九州電力管内又は関西電力管内に所在する官公庁等に対して小売供給を行う電気

番号	違反事業者名 (法人番号)	本店の所在地	代表者	排除措置命令	課徴金減免制度の適用		
				課徴金額		申請順位に応じた減免率	事件の真相の解明に資する程度に応じた減算率
1	九州電力株式会社 (4290001007004)	福岡市中央区渡辺通二丁目1番82号	代表取締役 池辺 和弘	○	30%	10% (注5)	20%
				27億6223万円			
2	九電みらいエナジー株式会社 (7290001036116)	福岡市中央区薬院三丁目2番23号KMGビル	代表取締役 水町 豊	○	—	— (注5) (注6)	—
				—			
3	関西電力株式会社 (3120001059632)	大阪市北区中之島三丁目6番16号	代表執行役 森 望	—	免除	免除	—
				—			
合計				2社			
				27億6223万円			

### 4 前記1ないし3の合計課徴金額：1010億3399万円

(注1) 表中「排除措置命令」欄の「○」は、その事業者が排除措置命令の対象事業者であることを示している。

(注2) 表中「排除措置命令」欄及び「課徴金額」欄の「—」は、その事業者が排除措置命令又は課徴金納付命令の対象事業者でないことを示している。

(注3) 表中「課徴金減免制度の適用」欄の「—」は、その事業者が課徴金減免制度の適用事業者でないことを示している。

(注4) 表中「事件の真相の解明に資する程度に応じた減算率」欄の「—」は、その事業者が調査協力減算制度の適用事業者でないことを示している。

(注5) 九州電力株式会社及び九電みらいエナジー株式会社は、共同して、課徴金減免申請を行った者である。

(注6) 課徴金減免申請を行った者であるが、令和元年改正前の独占禁止法第7条の2第1項に規定する売上額（課徴金の算定の基礎となる売上額）が存在しなかったため、課徴金納付命令の対象とはなっていない。